

令和7年度税制改正に伴う給与支払報告書・源泉徴収票への記載方法

令和7年度税制改正に伴い、給与支払報告書・源泉徴収票へ記載する金額の計算や方法が変更となる箇所があります。同封の「令和8年度給与支払報告書（個人別明細書）記載例」や国税庁ホームページをご覧ください記載してください。

また、e L T A Xを利用すれば「給与支払報告書」や「給与所得者異動届出書」等を電子で提出できます。税額通知を電子データで受け取りたい場合は、給与支払報告書の提出をe L T A Xから行ってください。詳細は「e L T A X 地方税ポータルシステム」をご覧ください。二次元コードからもご確認できます。

1 主な改正内容

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正



2 特定親族特別控除に関する給与支払報告書・源泉徴収票への記載方法

上記1(3)の特定親族特別控除を受けようとする方は同封の令和8年度給与支払報告書（個人別明細書）記載例を参考に以下表の部分を記載してください。

内 容	記載事項
④控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） 内、特親欄	主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には主たる給与の支払者が自己が支払う給与から控除した特定親族の数を記載してください。
⑤特定親族特別控除の額	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。
⑪控除対象扶養親族等	控除対象扶養親族の記載欄へ今回からは特定親族についても氏名及び個人番号を記載してください。 特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じ、区分の欄に下記の表のとおり記載してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族の 合計所得金額		区分（記載例⑪） 特定親族が居住者※	区分（記載例⑪） 特定親族が非居住者	特定親族特別控除の額
58 万超	85 万円以下	10	11	63 万円
85 万超	90 万円以下	20	21	61 万円
90 万超	95 万円以下	30	31	51 万円
95 万超	100 万円以下	40	41	41 万円
100 万超	105 万円以下	50	51	31 万円
105 万超	110 万円以下	60	64	21 万円
110 万超	115 万円以下	70	71	11 万円
115 万超	120 万円以下	80	81	6 万円
120 万超	123 万円以下	90	91	3 万円

※「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」といいます。